

1 電気料金メニューについて

お客さまがご加入を希望される、または現在ご加入されている電気料金メニューは、[こちら](#)からご確認ください。

2 ご契約の成立および契約期間について

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年3月31日までの期間をいいます）の末日までといたします。また、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、ビジとくプランについては、料金適用開始日が属する年度の翌年度の末日までといたします。なお、暮らしサポートセットについては、セットとなる電気料金メニューによります。
- (3) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申し入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。また、ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、ビジとくプランについては、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。なお、暮らしサポートセットについては、セットとなる電気料金メニューによります。

3 ご請求金額の計算方法等について

- (1) 月々の電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

※燃料費調整額とは：電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）の価格は、市場や為替等の外部要因により変動します。燃料費調整制度は、これらの価格変動に応じて電気料金を調整するしくみです。当月分の電気料金に適用する燃料費調整単価は、[こちら](#)からご確認ください。

※再生可能エネルギー発電促進賦課金とは：再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、電気のご使用量に応じて負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、[こちら](#)からご確認ください。

<計算方法（ポイントプラン、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯の場合）>

電気料金 = 基本料金（税込） + 電力量料金単価（税込） × ご使用量 ± 燃料費調整単価（税込） × ご使用量 - 口座振替初回引落とし割引額（税込） + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） × ご使用量

<計算方法（おとくプラン、とくとくプランの場合）>

電気料金 = 基本料金（税込） + 電力量料金単価（税込） × ご使用量 ± 燃料費調整単価（税込） × ご使用量 - 口座振替初回引落とし割引額（税込） + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） × ご使用量 - おとく割（税込）

<計算方法（ビジとくプランの場合）>

電気料金 = 基本料金（税込） × 1.05（力率割増）または 0.95（力率割引） + 電力量料金単価（税込） × ご使用量 ± 燃料費調整単価（税込） × ご使用量 + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） × ご使用量 - ビジとく割（税込）

<計算方法（暮らしサポートセットの場合）>

セット料金 = 基本料金（サービス料金含む）（税込） + 電力量料金単価（税込） × ご使用量 ± 燃料費調整単価（税込） × ご使用量 - 口座振替初回引落とし割引額（税込） + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） × ご使用量 - おとく割（税込）^注

注）電気料金メニューがおとくプラン、とくとくプランの方は、おとく割が適用されます。

※全く電気をお使いにならない場合（先月の検針日から当月の検針日までの差引きが0 kWhの場合）の基本料金は、半額となります。ただし、サービス料金はこの限りではありません。なお、その場合、おとく割は0円といたします。

※ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアーズ、暮らしサポートセット、3時間帯別電灯、時間帯別電灯、ピークシフト電灯にご加入の場合、カテエネポイントを料金のお支払いにご利用いただけます。

- (2) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1か月間とし、その間のご使用量に基づき計算した金額を請求させていただきます（新規のご契約時等で、やむを得ず検針日に検針できない場合には、翌月まとめて請求させていただくことがあります）。また、お引越等により、ご使用期間が1か月に満たない場合、日割り計算を行います。
- (3) お客さまが料金を支払期日（検針日の翌日から30日目）を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利10%（1日あたり約0.03%）の延滞利息をお支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ただし、支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合、延滞利息はいただきません。
- (4) 暮らしサポートセットについて、キャンペーン期間（2019年1月21日～4月19日）中に需給契約が成立したお客さまについては、サービス料金（税込）を2020年6月分（6月の検針日の前日までのご利用分）まで無料といたします。

4 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧100Vまたは200Vといたします。周波数は、標準周波数60Hz（一部地域は50Hz）といたします。

5 工事費等の負担について

契約の開始・変更、設備変更その他お客さまの都合による契約内容の変更により、工事費等の負担金が発生した場合は、お客さまにその工事費等を負担していただきます。

6 お支払い方法について

料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

- ・クレジットカード支払
- ・口座振替支払
- ・振込用紙支払

※クレジットカード支払、口座振替支払をご希望されないお客さまは、振込用紙支払となります。

※クレジットカード支払、口座振替支払をご希望のお客さまで、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただくことがあります。

7 使用電力量の計量方法について

使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日における電力量計の読みと前回の検針日における電力量計の読みの差引きにより算定いたします。また、計量器の故障等によって、使用電力量を正しく計量できなかった場合には、お客さまと当社との協議によって定めず。

8 ご契約の変更・解約およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更またはご契約の解約をご希望される場合は、当社問い合わせ先へお電話いただくか、または当社ホームページから手続きをしていただきます。
- (2) お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電流、契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合は、当社は需給契約の解約または変更の日に、料金および工事費を精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。

9 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、契約を解約することがあります。なお、この場合にはあらかじめその旨をお知らせいたします。
 - ア 料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - イ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ウ 基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
 - エ お客さまがその他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社の定めた期限までにその理由となった事実を解消されない場合、契約を解約することがあります。
 - ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ウ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - エ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合
 - オ その他、当社が定める基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (3) お客さまが、当社へ連絡なく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、契約を解約いたします。

10 違約金および設備賠償金について

- (1) お客さまが、9 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について の（2）イ～エに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1) の免れた金額は、適正な供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、修理可能な場合は修理費、亡失または修理不可能の場合は、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。

11 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

当社（当社が委託した業者を含む）は、当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

12 保安に対するお客さまの協力について

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - ア 電気の供給に必要な電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - イ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、(1) に準じて、適当な処置をいたします。

13 信用情報の共有について

(ポイントプラン、おとくプラン、とくとくプラン、ビジとくプラン、スマートライフプラン、スマートライフプラン for スマート・エアースおよびこれらの電気料金メニューで暮らしサポートセットにご加入の方のみ対象)
お客さまが、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

14 その他

- (1) 上記に記載のない事項については、当社が別途定める基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によります。なお、基本契約要

網および個別要綱は、[こちら](#)からご確認いただけます。

- (2) お客さまがご契約を更新または変更する場合、当社は、更新または変更の前は、新たな契約期間または変更しようとする内容を、更新または変更の後は、新たな契約期間または変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。
- (3) 当社は、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱を変更する場合があります。この場合、当社は、変更前の変更しようとする内容を、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) (2)、(3)について、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

中部電力株式会社

本社所在地：愛知県名古屋市東区東新町1番地

登録番号：A0270

お問い合わせ電話番号：[こちら](#)からお近くの中部電力の電話番号を確認できます。

(受付時間 [こちら](#)から各種お問い合わせの受付時間を確認できます。)

当社ホームページ URL <http://www.chuden.co.jp/>

WEB サービス「カテエネ」 <https://katene.chuden.jp/>

WEB サービス「ビジエネ」 <https://bizene.chuden.jp/>

●暮らしサポートセットに関するお問い合わせ

<お申込み・ご契約内容に関するお問い合わせ>

◆中部電力株式会社 0120-352-827 (受付時間 9:00~17:00 (土曜、日曜、祝日を除く))

<サービスのご利用に関するお問い合わせ (ご契約の方向け) >

◆e-暮らし株式会社コールセンター 0120-668-539

(駆け付けサービス受付時間 24時間・365日受付対応 左記以外のお問い合わせ等受付時間 9:00~17:40 (土曜、日曜、祝日を除く))

※サービス内容については、当社ホームページ掲載の各種サービス利用規約をご確認ください。なお、各種サービス利用規約は、[こちら](#)からご確認いただけます。